

岐阜県認知症介護基礎研修（e ラーニング）の実施について

1 実施主体

岐阜県が社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター（以下、「仙台センター」という。）を指定団体として実施します。

2 受講対象者

岐阜県内の介護保険施設・事業所等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等（有資格者の受講を妨げるものではありません）。

※義務づけの対象外となる有資格者は以下のとおりです。義務づけについての詳細は、

「7 その他」をご確認ください。

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師 等

3 研修内容

科目「認知症の人の理解と対応の基本」（概ね 150 分）

4 研修受講期間

随時申し込み・受講可能

5 受講料

3,000 円（仙台センターに直接お支払いください）

6 申し込み方法

- 「認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム（仙台センターホームページ）」から受講申し込みを行ってください。

(URL: <https://kiso-elearning.jp/>)

- 申し込みの流れ等についてはリンク先の「操作マニュアル（認知症介護基礎研修受講者用）」をご参照ください。受講申し込みにあたって、所属先の「事業所コード」が必要となります。上記リンクから事業所責任者の方が登録を行ってください。

※事業所コードは一度発行されたら、それ以降の事業所コードの発行は不要です

- ・事業所コードの発行には、先に県が事業所を登録する必要があります。コードが発行出来ない事業所については、お手数ですが岐阜県高齢福祉課介護保険者係までご連絡をお願いします。
- ・申し込み関係のお問い合わせは、上記リンク先の「お問い合わせフォーム」へお願いします。

7 その他

- ・認知症介護基礎研修は令和3年度介護報酬改定により、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。なお当該義務付けは既存の職員については**令和6年3月31日**までの間は経過措置が適用されます。新卒採用、中途採用問わず、事業所が新たに採用した従業員で、医療・福祉関係資格を有さない者に対する義務付けの適用については、**採用後1年間の猶予期間**が設けられています。なお、この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えありません。)
- ・人員配置基準上、従業員の員数として算定される従業員以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外です。(当該研修の受講を妨げるものではありません。)
- ・受講義務づけの対象となるサービスは、無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護は除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援以外の全サービスです。
- ・外国人介護職員について、EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業員であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務付けの対象となります。
- ・(参考) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和3年3月26日)
URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000763822.pdf>

※認知症介護基礎研修に係る記載はp2~4です。